

株式会社設立に際してご用意していただくもの (1/2)

1. 株式会社設立チェックリスト

2. 印鑑証明書 (3カ月以内のもの) (必ず事前に拡大分をFAX又は郵送)

- 1) 発起人全員1通 定款認証時に必要 (発起人とは、最初の株主)
* 法人が株主となる場合は、①法人の謄本1通(履歴・現在いずれでも可)
②会社代表印の印鑑証明書1通

- 2) 取締役全員1通 法務局提出時に必要 (取締役会設置会社は代取のみ必要)

- 3) 代表取締役1通 2) で代用が出来ます

- 3) 監査役 不要

4) まとめ

- ①発起人総代で代表取締役に就任する人は計2通 (銀行保管証明使用時は3通)
- ②発起人で取締役に就任する者は計2通 (取締役会設置会社は1通)
- ③発起人でなく取締役に就任する者1通 (取締役会設置会社は不要)
- ④発起人でなく代表取締役に就任する者1通
- ⑤発起人で監査役に就任するもの1通
- ⑥発起人でない監査役=不要 (正式氏名入手のため、あった方がよい)
- ⑦発起人のみの者1通

3. 登記に必要な登録免許税等及び手数料 金 円

4. 発起人・代表取締役・取締役の個人実印 書類に押印

5. 発起人でない監査役の確認 書類に押印

6. 会社代表取締役の印鑑 (はんこ屋さんで作成) 類似商号のチェック後

《登記手順の流れ及び必要資料等》

* 登記申請まで、お申し込み後10営業日程の時間 (お急ぎの方は大至急コース)

(A. 登記手順)

類似商号・目的の調査



(チェックリスト・印鑑証明書入手後5日)

定款の作成・その他の書類作成



定款の公証人役場認証



資本金を発起人の個人口座へ払込



法務局へ登記申請



登記完了



法務局で謄本・印鑑証明書
印鑑カードを入手

(B. 必要資料等)

- 1) 設立チェックリスト・料金の全額お支払
- 2) 必ず印鑑証明書拡大しFAX (読めない場合郵送)
- 3) 会社代表印の作成依頼

*1度だけご来所

- 1) 発起人・代表取締役・取締役の個人実印を押印
- 2) 発起人でない監査役の確認
- 3) 会社代表印の押印 (押印・ご説明関係でご来所)
- 4) 個人印鑑証明書元本ご持参

・日付けは必ず定款認証日以降の日(注意)

・通帳をコピーし綴り、代表印で割印

(約10日)

- ・謄本・印鑑証明を銀行に持参することにより
会社の口座が作成できます。
- ・謄本等が取れる事を電話・メールにてご連絡